

第十三回国 参議院文部委員会會議録第十八号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)午前
十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 加納 金助君
高田なほ子君

委員 木村 守江君
黒川 武雄君
高良 とみ君
堀越 儀郎君
荒木正三郎君
相馬 助治君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

政府委員 文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側 文部省管理 局長 藤田 繁君
局庶務課長 福田 繁君

説明員 文部省管理 局長 藤田 繁君
局庶務課長 福田 繁君

○私立学校振興会法案(内閣送付)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部
委員会を開きます。

最初に私立学校振興会法案の質問に
入りたいと思いますが、総括質問に関

して御発言のかたはお願いをいたしま
す。

○高田なほ子君 それではこの前第二
十二條第三項、つまり私立学校教職員
の厚生に関する事業の内容についてど
ういう御計画をお立てになつていま
るか、それをお伺いしたいというこ
とを発言いたしておきましたが、その項
についての具体的な計画を御説明願
いたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) それでは概
要を御説明申し上げます。財団法人私
立学校振興会共済事業概要というのを手許
に差上げてあると思ひますが、それに
つきまして先ず財団法人私立学校振興会が
教職員の共済事業を専ら行うというこ
とを前申上げたのでございますが、

この財団法人私立学校振興会の共済事業の
やり方は、現在ありますところの公立
学校の共済組合のそれに全く同様な様
式で考へております。この財団法人私
立学校振興会の共済事業の事務費は全額国
庫から補助いたします。昭和二十六年
度は約二百万円、昭和二十七年度は約
四百八十万円という事務費の補助を考
へております。それから共済事業の事
業費は、私立学校教職員の給与の千分
の七〇といたしまして、その負担割合
はこれを大学と高等学校以下に分けま
して、大学の教職員は十分の四、学校
法人は十分の四、補助金は十分の二、
高等学校以下は教職員は同じく十分の
四、学校法人も同じく十分の四、補助
金も十分の二、かように考へておりま
す。それから私立学校の教職員の共済

事業の加入率でございますが、これは
昭和二十七年年度においては二五%程度
から逐次増加いたしまして、おおよね
昭和二十九年度におきましては八〇%
を目途といたしております。なおこの
共済事業の加入対象となります私立学
校教職員の数は約四万人を想定いたし
ております。なおこの特殊法人私立学
校振興会の第二十二條第三項に基きま
して、この特殊法人から財団法人私立
学校振興会の共済事業に對しましては
振興会の共済事業に對しましてはでき
るだけ助成をいたしまして、この共済
事業の円滑なる進展に努めたい、かよ
うに考へております。

又共済事業に關します昭和二十七
年度の予算は約八千万円を考へており
ます。その収入といたしましては、先
ず学校法人が負担するその学校法人の
負担金、次に教職員の掛金といたしま
すが、このほか事務費に關します
先ほど申上げた国庫補助金、或い
はその他の補助金を予定いたしてあり
ます。支出としましては、これは一般
の公立学校共済組合のそれと全く同
く保険給付、罹災給付、休業給付或い
は保健施設等を考へておりますが、又
そのほか若干の事務費といたしまして
支出が見込まれる予定でございます。

以上申上げましたのは、財団法人私
立学校振興会の共済事業の概要でござい
ます。

○高田なほ子君 それではお伺いた
しますが、法案の第二十二條第三項の
目的を果すために、私立学校振興会に對し
てできるだけ助成をする、こういう結

論であると思ひますが、そのできる
だけということの内容が非常に漠然と
しておるわけでありまして、私は前
回から問題にしておりますのは、教職
員の共済事業というものについて余り
効果を挙げておらなかつた。これは十
分にお認めになつておられたようであ
りますが、それを解決する一つの立法
的な措置として今度の法案が出たので
ありますけれども、できるだけとい
うことになりまして、今までの愚を再び
繰返して行くということを非常に私は
憂うるのであります。具体的には共
済事業の加入率を挙げておられたので
あります。それは全教職員の二五%き
り入つておられない。それを二十九年度
に八〇%まで引上げるというふうな数
字を挙げておられるのでありますけれ
ども、然らばなぜ今まで二五%きりこ
ういう大事な共済事業の中に教員が加
入しておらなかつたのか、その原因を
除去するのでなければ、これはやはり
一つの数学的なお話にしかならないの
であります。その二五%きり入つてお
らなかつたというところは、これは非常
にやはり大きな問題点だろうと思ひ
ておりますが、この点についてもう少
し詳しくお話をして頂きたいと思ひま
す。

○政府委員(近藤直人君) 只今まで私
学の共済事業につきましては、お説の
ように余り十分なる考慮がされてなかつ
たというところは、これを認めざるを得
ないのでございます。そこでこのた
び財団法人私立学校振興会を設けまして共

済事業を積極的に推進いたしたいと考
へておるのでございます。この財団法
人私立学校振興会の共済事業がこれまで振
わなかつたと申しますのは、この共済
事業につきまして只今まで十分なる計
画がなされておらなかつたという点
は、我々も十分これを認めざるを得な
いのでございます。このたび特殊法人
私立学校振興会を設けましてこの特殊法人
におきまして積極的に教職員の共済事
業をやるといふことを考へておるので
ございますが、差当りましては、他の
健康保険或いは公立学校の共済組合に
對する事業費の国の補助は、只今のと
ころは困難であるという面の一つの障
碍がありました。これを、只今のと
ころは困難であるという面の一つの障
碍があるのではないかと考へてござい
ます。この問題はただ単に私立学校振興
会の共済事業の問題ばかりではありま
せんので、今後この面につきまして
は、我々はその障の除去に努力いた
すつもりでございますが、只今のとこ
ろでは財団法人私立学校振興会に對しまし
てはこの特殊法人から可能な限りの援
助をするということに参らざるを得な
いのでございます。例えて申しますれ
ば、この第二十二條第三項に「その
施設等については、必要な資金を貸し付
け、又は助成を行う」ということがご
ざいまして、今後財団法人私立学校振興会
の共済事業を援助して参りたいと、か
ように考へております。

○高田なほ子君 私がかういふくどい質問を申上げている意図はよくわかつていらつしやると思ふのですが、一將功成つて万卒枯るといふごとくにこの教職員の福利厚生という面が極めて今日私立学校の場合重要な條件に置かれていゝるというのにかかわりませず、その点がまだどうしてもあいまい模糊としてゐる。私の聞き違ひかも知れませんが、財団法人私学振興会を今度設けて能う限りこれに援助するという御発言であつたと思ふのですが、新しくそういうものを又設けられるのですか、そうじやないのでしょうか。

○政府委員(近藤直人君) 財団法人私学振興会はすでに設けてございます。

○高田なほ子君 つまりこの去年でできた財団法人私学振興会というものを教員の共済組織の母体として、特殊法人からできる限りの助成をして行く、こゝういふお建前のように聞いているわけでありませぬ。そこで先ほどの私の質問についていささかピントがそれている点があるのです。なぜ共済事業の加入している教員が二五%にしか過ぎないのか、つまり現行法でなし得る一つの社会保障の面として規定されているのは、健康保険に加入するやうな問題があるわけでありませぬが、この健康保険加入の場合に、なぜ私立学校の先生がたが必要を認めながらそこに入ることができないか。あなたのほうがおつしやいませぬから私のほうから指摘します。今までも職場でこれは全員の二分の一以上の賛成があれば加入の申込みができる。ところが現場においてはなかなかその二分の一以上の賛成がない。むしろ反対をしてゐる。結局校

長、教頭と古参教員といつたやうなものに反対をすればこれはいくら下級の教員が入りたくても入れない。而も経営者の権力が非常に私立学校の場合強いのです。そうして健康に加入すれば経営者がその半額を負担しなければならぬ。つまり経営者がみずから負担するといふことをきかして、そうしてこの加入反対の数を強めてゐるというのが職場の現状である。こゝういふ訴えはかすゞ私どもは現場の人から聞いているので、ここに私は空論を言つてゐるのではないのであります。こゝういふやうな現状は、これは私立学校振興会法案が私どもの目の前に出て参りまして、私立学校の真実の振興を図るといふ場合、こゝういふ根本的な問題がさながらベールの中に隠れたやうに放置されてゐる。こゝういふことが通つて行くといふことについては、私は誠に遺憾に堪えない点があるので、そゝういふ点を十分にお聞きしたいと考へておつたのです。まだいささか要領を得ないものであります。

それ、それに対して文部大臣が認可したといふやうな関係になつておりました。従つてこの財団法人の役員につきましても、かなりの部分をその私学総連合のいゝるな推せんされた人の中から財団法人の役員をとるといふやうなことになつてゐるわけでありませぬ。

○高田なほ子君 そゝういふ経路をたどつておりましたも、なお且つ運営の面において先ほどからいささか指摘しておるやうな不備な面があるとすれば、これは文部省のほうで何か考へて手を打つてはならないのでしょうか。

○説明員(福田繁君) 只今御指摘の点は、各地方におきまして私学の教職員のかたが健康保険等に入れない理由といふことについてお述べになつたのであります。私どもの聞いております、或いは実際に當つてみます事実、相当この私立学校の先生がたの給与の平均が低いのでありまして、一般の標準より低いために健康保険に加入できないといふやうな状況になつております。なぜかと申しますと、健康保険につきましても厚生大臣の許可が要りますので、非常に低いものについてはお成るべく許可しないといふやうな方針を厚生省でとつてゐるやうでございます。従つて、そゝうした学校の先生がたが健康保険に入れないといふやうな現状になつております。そこで、この先生がたの福利厚生なり或いは又俸給の引上げといふやうなそゝういふ点については、どうしても学校の経営自体がよくならなければなりませんので、従つてそゝうした先生がたの待遇の向上といふたやうな点については、どうしてもその経営自体を向上させるといふことが先決問題であらうと考へておりました。

○説明員(福田繁君) 財団法人私学振興会の役員のきめ方についてのお尋ねであります。財団法人私学振興会は、そもそも私学総連合におきまして設置のいゝる準備をいたしまして、総連合の代表のかたが設置の申請をさ

す。従つて、この法案におきまして、先ずそゝうした学校法人に対して貸付な援助をいたしまして、そゝうした面から先ず改善して参りまして、それと併せて先生がたの福利厚生の事業に対しても援助する、こゝういふやうな方向でこの案を立案いたしましたのでありまして、文部省としてはそゝういふ方向で先生がたの福利厚生なり、或いは学校法人の経営の向上或いは合理化といふやうなものを図つて参りたいと、こゝういふやうに考へてゐる次第でございます。

○高田なほ子君 成るほど、健康に加入できない一つの原因としてそゝういふことは、この前の質問でも十分にあなたも認めて私も又これを指摘してあります。そゝうだとすると、この二十二條第三項をいかにしために、やはり今までの運営の面において相当考慮しなければならぬといふやうなことを十分にお考へになつておつたと思ふのであります。この間の質問で助成金の内容が戦災復旧貸付、それから教員の待遇の改善、それから研究助成といふやうな面におかれてゐるといふやうな話でありませぬが、その研究助成といふやうな面、或いは待遇改善といふやうな面、そゝういふやうな面は、一体この二十二條の一項、二項、三項ありますが、そのどの項でもつて取扱うのですか。この間研究費や何か全部教員の手には入らんといふやうな訴えがあるといふことを言つておつたのです。そゝうするとそゝういふのはどこで解決して行くか。

○説明員(福田繁君) 先生の研修なり或いは福利厚生といつたやうな、私立

学校教育の振興のために必要な事業を行うものに対しまして、必要な資金を貸付け助成を行うといふやうな場合に三項は書いてございます。従つてこの二十二條の條文から申しまして、今申されたやうな先生がたのそゝうした待遇、福利の向上といふことはこの條項によつて援助して行くといふ趣旨でございます。

○高田なほ子君 最後に大ざつぱにお伺ひいたしますが、つまり早い話が、この財団法人私学振興会といふものの、これはそのままそゝういふ、ただ特殊法人となるためにこゝういふたやうな法案が出されたやうに私には思はれてならないのですが、まさかそゝういふ意味じゃないでしようか、どうなんですか。

○説明員(福田繁君) この前局長から申されたやうに、当初財団法人私学振興会におきましては、そゝうした共済事業以外の事業もやり得るやうに、かなり業務の範囲を広く考へておりました。併しなからこの特殊法人ができました。これは、財団法人私学振興会といふものを切換へまして、共済事業のみ専ら行うといふ団体にして、いゝるやうな必要な改組を行うといふことを局長が申されたのでありまして、そゝうした方向でその法人としての事業を継続して頂きたいと考へておりました。

○高田なほ子君 それならなぜこの財団法人私学振興会といふものを全部解消して、そゝうして第二十二條のこの三

つて下さい。
○説明員(福田繁君) この共済事業につかましては、すでに申上げましたように、二十六年年度の予算におきまして事務費の補助として政府としては二百八十万円の補助金を計上いたしてあります。そうした関係上二十六年年度の後半におきまして、この共済事業というものを当然やり得るわけでありまして、ところが文部省といたしましては、まあ事務費の補助だけだとして、できればもう広い範囲の助成というものをやりたいという趣旨から大蔵省その他と折衝して参つたのであります。結局そうした広い助成というものは政府として直接にはやる事ができないというふうな関係からいたしまして、ためになつたのであります。そうしたいろ／＼な事業の折衝なり或いはして、文部省としては先ずその母体となる受入体制を作ることが前提だといふ工合に考へたのでございまして、そういう意味で先ず共済事業の補助金は事務費だけでもございまして、それから始めて行くというふうな考へ方から昨年の暮にこの財団法人を認可したわけでありまして。

○説明員(福田繁君) その辺につきましては、私どもの多少の見込違いもありますけれども、大蔵省方面のいろいろな予算上の問題もございまして、本当ならばそうした、全然解消しまして新らしい財団法人というもので共済組合としてやつて行くという事、これは一つの方法としてできないことではないと思ひます。併しながらその財団法人につきましては、若干の基金等もすでに私立学校関係者からきよ出されております。せつつかある財団法人でございまして、そういう共済事業のみを行う財団法人の切換えるのが先ず穩当ではあるまいか、そういうふうな考へ方からしまして共済事業を財団法人に切換えた、そういうことを考へている次第でございまして。

○高田なほ子君 大蔵省の予算上の問題もありませんかというのですが、何か予算を取る場合にこういうものが話題に上つたのですが、これがなければどうしようといったようなものがあつたのですか。私学振興に對する大蔵省との財政的な交渉ですね、そういう過程においてこういうものがなんで問題になつたのですか。これがなければ金でもくれないというふうな話でもあるのですか。そこらの一つ関係を明確に言

つて下さい。
○説明員(福田繁君) この共済事業につかましては、すでに申上げましたように、二十六年年度の予算におきまして事務費の補助として政府としては二百八十万円の補助金を計上いたしてあります。そうした関係上二十六年年度の後半におきまして、この共済事業というものを当然やり得るわけでありまして、ところが文部省といたしましては、まあ事務費の補助だけだとして、できればもう広い範囲の助成というものをやりたいという趣旨から大蔵省その他と折衝して参つたのであります。結局そうした広い助成というものは政府として直接にはやる事ができないというふうな関係からいたしまして、ためになつたのであります。そうしたいろ／＼な事業の折衝なり或いはして、文部省としては先ずその母体となる受入体制を作ることが前提だといふ工合に考へたのでございまして、そういう意味で先ず共済事業の補助金は事務費だけでもございまして、それから始めて行くというふうな考へ方から昨年の暮にこの財団法人を認可したわけでありまして。

○高田なほ子君 どうも私はわからないうのですが、あれなんでしょう、助成を直接やる事ができないから、つまり共済や何かのほうに助成を直接国から出すという事ができないから、私立学校振興会という特殊法人を法律としてこれは通そうというのじやないですか。そうだとしたならば私はこの第二十二條の第三項を掲げたことがむしろおかしいと思ふのです。この第三項

を掲げた以上は、やはり新たな発足としてもう少し問題の内容の解決がされなければならぬと思ふのであります。が、これは私の意見になります。大変に先般から私は執着、な質問を繰返しているのですが、これは決して文部省を攻め立ててどうしようという気持ちばかりのようには、私立学校の教職員の置かれてゐる立場、実にこれは給與の平均数字においても実に低い、そして社会保障制度にもそのために浴し得ない、而も恩給は例を見ざるような冷遇の状態に置かれてゐる。私立学校を真におこすものは私は理事者の独断的な行動や考へてはならないと思ふ。経営者によることばせることが私立学校をよくすることだとは決して考へません。私立学校を本當に盛り立てて行くものこそ直接子供たちの指導の任に當る私は教員の問題だと思ふ。そういう考へ方からこの私立学校振興会が充足すること、私は非常に期待を持つたわけなんです。けれどもいろいろ御質問申上げて行きますれば、この共済の方面については誠に儀礼的な内容にさへも考へられて甚だしく心細く思ふわけでありまして。こういうふうなことでこの法案の眞の精神が生きてゐることはありませぬので、今後若し仮に財団法人私立学校振興会が教員の共済面に対してあらゆる努力をし、又特殊法人私学振興会もあなたの言うごとくに行けるだけという、そのできるだけという事はお余りをそつちへ流すというふうな、そういううばかげた今までの通りの考へ方でできるだけ助成をするなどということでは、これは了す承しかねるので、やは

る全部の予算の中から福利厚生面にいつてどのくらいのものを作る、どのくらいのを助成して行かなければこの問題は解決しないのだというふうな基本的な方針を立てて頂かなければ、どうしても私の疑義、私の憂へていることは解消しそらうにもないのであります。

最後にこういう私の考へていること、これがこの私立学校振興会法案を通過させることによつて解決への見通しがつく、今まではよくと改善されるという確信を私はお伺いをいたしました。して一般質問を終わりたいと思ふのであります。どうぞその確信のほどを聞かせて頂きたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 高田委員の御質問の趣旨はよくわかりました。この特殊法人私学振興会を作りましたゆゑんのものも一にその点にあると思ふのであります。今日私学がどういう現状にあるか。それは今更申上げるまでもないものであります。我々といひましたは是非この私学の基礎を強固にいたし、延いては関係の教職員の共済というものもまた、強化するといふ方向に考へたいと思ふのでございまして。それがために先ず私学の経営に必要な資金を貸付まして私学の円滑なる発展といふものをとて考へなければいけません。それによつて私学は多少なりともゆとりが出来ますれば、その他いろいろの事業につきましても又進んで着手できるというふうにも考へております。併しながら今日私学関係の教職員の共済といふことは誠に焦眉の急でありますので、この面につきましては私学の経営が十分に成り立つたら

その次に考へるといふことでなしに、相並行いたしましたしてこの共済事業につかましても十分考へて行きたい。いずれこれは特殊法人の役員が決定いたしましたのでそこで事業の方法につきまして具体的な定められること考へるのでございまして、少くとも我々といひましたは相共に並行してこの問題を解決するといふふうな考へております。

○委員(梅原眞隆君) 他に総括質問がありませんか。
○矢嶋三義君 この前局長にお伺ひした点を今日プリントで頂いたのであります。が、この学生の生活費のこのデータは、この程度の生活費で学生はやつてゐるのですか。更にこの私立学校職災復旧状況調べの私立学校の職災復旧率が八七％、こういう調査は如何なるルートを通過して集計されたものでか。更にこの前もお伺ひいたしました私立学校の教職員のベイスといふものは、平均して公立学校の教職員のベイスの何％程度になつてゐるか。それらに關する資料に對する簡単な説明と、更に私立学校教育を全般的に振興させる立場から、この前局長が答弁された大体資金を三十億円ぐらいはほしい、それでできるのだとまあ答弁された。それに対する根拠と申しますか、そう詳しくとは申しませんが、それに対する御答弁をお願いしておいたのですが、今日改めて御答弁して頂きたい。

○説明員(福田繁君) 資料についてでございますが、この学生の生活費につきまして最近の調査がございませぬで大変恐縮いたしております。少し古く

て二十五年の三月でございますが、これは学生生活課で調べましたものでございまして、これを見ましても国・公・私立の学生につきまして、これは大学生でありまして、かなり開きのあることがわかります。現在はおもつと高い生活費がかかっているとありますが、やはりそれにいたしまして私立関係が若干開きがあると考えておりますが、数字は具体的に持合せておりませんが、どうぞ御了承願いたいと思っております。

それから戦災復旧状況調べでございますが、これは文部省に戦災学校、大学八十二校、高・中学校二百九十二校につきまして台帳を持っておりまして、いくら罹災を受け、その中で毎年どれだけ復旧して行っているかというふうな資料を元にいたしまして集計したものであります。各学校から毎年戦災復旧費の貸付を要求いたします際、その前年度までの復旧状況、それから今後の新しい年度の計画といったようなものを併せて出してありますので、それを個々に調べて集計いたしましたのがこういう復旧率になるわけでございます。

それから教職員の給与につきましてはこの前申上げたように記憶いたしておりますが、なお必要であれば資料として差上げてよろしいと思っております。

○矢嶋三義君 何%ぐらいになつてゐるの。
○説明員(福田繁君) パーセントで申上げたのですが、大体各学校の種類の給與月額を申上げたと思ひますが、もう一回申上げましょうか。
○矢嶋三義君 いや、その金額はよろしい。金額でなくて全般的にいつて、

国立とか公立はベースがきまつているのですが、私立学校で最高のところは国立、公立に対して何%ぐらいなところへ行つてゐる、ごく安いところでは何%ぐらいで、平均してどの程度だという概略をつかみたいわけですか。

○説明員(福田繁君) それは後ほどお答えいたしますが、それに続きましてこの振興会の資本金の問題であります。局長が申されたのは結局当面の一応の目標になる資本金というふうな趣旨で申上げたのではないかと考へます。最初文部省といたしましてはこの振興会を設立するにつきますと大体再建出資を併せまして約三十億という要求をいたしましたのであります。従つて再建が十七億ばかりありますので約十三億弱というふうな平均出資になるわけでございますが、これはこの前申上げたかと思ひますけれども、今後学制改革等に伴ひまして私立学校におきまして必要とする資金はどのくらいであるかというふうなことをざつと推計してみたことがございます。それによりまして、必ずしも正確とは申せませんが、相当は、大な資金が必要なるやうな状態になつておりました。私どもとしては少くとも今後数年間に数十億の資金を要するんじやあるまいかというふうな推定をいたしました。それから又昭和二十五年の初めでありましたか、私立学校関係の団体におきまして各学校の資金の需要額、それは一切の設備、施設その他の資金を含むわけでありまして、その需要額といたしまして出て参りましたのは大体百億を若干こえるような数字でございました。従つてそういうものから考へてみますと、

相当大きな資金がこれに必要だといふことはこれは申すまでもないことでありまして、併しながら文部省としては一応当面の目標としては二十五年年度の各学校から出された決算報告に基きまして、大体全国の私立学校におきまして決算報告に現われた借入金といふものは約七億でございます。これは一年間の収入支出を差引きました本当の決算の借入金でございます。年間に必要とする動態的な資金があるわけでありまして、年間の資金を約それに近いものと考へますと、大体十三億程度のものが私立学校として一応考えられるのじやあるまいかというふうなことからいたしまして、当面の第一の応急の目標としまして、三十億というふうなことを考へたのであります。将来としましてはこれはますます資金を多額に増額しなければ、すべての要求を満足させるわけには参らないうといふ工合に考へております。このことにつきましてはこの前も局長から将来機会あるごとに資本金の増加に努めて行きたいというふうに申されたわけでありまして、

と、相当大きな資金がこれに必要だといふことはこれは申すまでもないことでありまして、併しながら文部省としては一応当面の目標としては二十五年年度の各学校から出された決算報告に基きまして、大体全国の私立学校におきまして決算報告に現われた借入金といふものは約七億でございます。これは一年間の収入支出を差引きました本当の決算の借入金でございます。年間に必要とする動態的な資金があるわけでありまして、年間の資金を約それに近いものと考へますと、大体十三億程度のものが私立学校として一応考えられるのじやあるまいかというふうなことからいたしまして、当面の第一の応急の目標としまして、三十億というふうなことを考へたのであります。将来としましてはこれはますます資金を多額に増額しなければ、すべての要求を満足させるわけには参らないうといふ工合に考へております。このことにつきましてはこの前も局長から将来機会あるごとに資本金の増加に努めて行きたいというふうに申されたわけでありまして、

○矢嶋三義君 只今の御答弁で一応話がわかつたようであります。更に伺ひたい点は、私立学校の戦災復旧が八七%と、これは殆んど貸付金でやられてゐると思つてございまして、そうなりますと、今度の資本金の二十一億四千万のうち現金出資が僅か三億九千万円で、あとは全部貸付金の回収となつてゐるわけでありまして、その貸付金の回収というものがなければこの振興会法のねらつてゐる事業といふものは行ひ得ないでございまして、

○政府委員(近藤直人君) 初めの御質問は、私立学校に対する戦災復旧費等の貸付金の状況、償還の状況ということと考へますが、その面につきましては只今のところでは昭和二十七年に約百二十七万の歳入、元利の償還があるというふうに考へております。前回の〳〵お話が出ましたように、必ずしも全額が償還されるとは考へておりませんが、

○矢嶋三義君 その予定の何%ですか。
○政府委員(近藤直人君) 十七億五千万円に對しまして二十七年が百二十七万かゝるといふ予定であります。それから昭和二十八年になりまして八百二十七万、それから昭和二十九年では三千二百四十七万、それから三十二年になりまして四千九百九十七万、それから三十二年になりまして一億一千九百七十九万、大体あとはこの額がずつと毎年継続して一億一千九百七十九万といふものが入る計算になります。従つて一応これは予定でございまして、予定が全部その通りに行きますか、これはいろいろ見解もございまして、一応我々としたしましてはかように元利が償還されるというふうな考へております。

それから次に伺ひたい点、私立学校といへどもこれは公共性の立場から考へたならば、国立であるが、或いは公立であるが差異ないと思つておりますが、先日も伺ひましたように、私立学校の教育機関というものが特別な一部持てる階級の占有物にならうとしてゐると、非常に懸念されるわけでありまして、その立場から私立学校の学生諸君の生活費は国立、公立に比べてこのデータによると相当高いようでございますが、伝えられるところによりまして、日本育英会の貸付金のごときも私立学校の生徒が非常に少いということを聞いてゐるのでございます。そういう日本育英会の貸付金のほうで或いは官と私の差別を付けてゐるのじやないかというふうな懸念なきを得ないのでありますが、そういう点、その二点を先ずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 初めの御質問は、私立学校に対する戦災復旧費等の貸付金の状況、償還の状況ということと考へますが、その面につきましては只今のところでは昭和二十七年に約百二十七万の歳入、元利の償還があるというふうに考へております。前回の〳〵お話が出ましたように、必ずしも全額が償還されるとは考へておりませんが、

○矢嶋三義君 その予定の何%ですか。
○政府委員(近藤直人君) 十七億五千万円に對しまして二十七年が百二十七万かゝるといふ予定であります。それから昭和二十八年になりまして八百二十七万、それから昭和二十九年では三千二百四十七万、それから三十二年になりまして四千九百九十七万、それから三十二年になりまして一億一千九百七十九万、大体あとはこの額がずつと毎年継続して一億一千九百七十九万といふものが入る計算になります。従つて一応これは予定でございまして、予定が全部その通りに行きますか、これはいろいろ見解もございまして、一応我々としたしましてはかように元利が償還されるというふうな考へております。

それから第二の私立学校の生徒に對しまして育英会の貸付金が非常に少いがどうかという御意見でございますが、詳細につきましてはなお調査いたしましてお答え申上げたと思ひます。育英会の考へ方といたしまして決して官公私との別はないと考へております。實際の〳〵條件によりまして公平に貸付の考慮をしてゐるというふうな考へております。

○矢嶋三義君 次に伺ひたい点は、先ほど高田委員の質問に對してあなたは、この法案は私立学校の教育を振興する立場から、私立学校の経営のための助成と、それから私立学校の職員の共済事業に對するところの助成と並行に對等をやつて行くのを基本方針としてゐる。こういうふうな言明されましたが、私は後日のためにここに改めて伺つておきますが、相違ありませんね。

○政府委員(近藤直人君) 私は振興会

の事業といたしまして、私立学校の経営のために必要な資金を貸付け、又教職員に福利厚生、研修のために助成をするということが並行して行われるべきであると考えております。

○矢嶋三義君 あなたは並行といいますが、もう少し突込んでおきたいのですが、それは経営のための金を出す、教職員の福利厚生の共済事業の面に金を出す、これもまあ並行だと思いますが、具体的に伺いますが、財団法人私学振興会概要というプリントを頂きました、その数字の第五のところに、特別法人私立学校振興会からの助成は、共済事業に重点を置いて行う予定である、こういうふうに書かれております。この財団法人私学振興会への特別法人私立学校振興会からの助成、それがあつた場合は共済事業に重点的におかれるというのをはかるのでございますが、この特別法人私立学校振興会への助成ですね、これはやはり振興会から財団法人への助成も重点的にやられますか。私は先ほどの発言をそういふふうにとつていっているのでございますが、差し支えございませんね。

○政府委員(近藤直人君) 特別法人私立学校振興会が経営のために必要な金を貸付け、それと並行いたしまして私立学校の教職員の共済福利厚生の事業のために助成をするということが並行して行われるということが並行して行われるということになります。福利厚生の事業のために助成が行われる場合には、この共済事業のために重点をおくという意味であります。

○矢嶋三義君 それはわかっているのです。私がお伺いしているのは特別法

人私立学校振興会から、財団法人私学振興会へ助成がなされるわけですね、その助成は全部のワケの具体的に言うならば何の程度、言葉で言えば重点、ウェイトのかけかたですね、それを具体的に私は伺っているのです。学校の経営のほうに九五五五金を廻して、そして財団法人私学振興会のほうへ五五、これでもあなたの言葉で以てすれば並行したと、こういうふうにも私も解釈できると思いますが、そこに私ははつきりしない点があるのです、立案者としてはどういう見解を持たれているのかお伺いしているのです。先ほどから私立学校の教職員のベースが低いとか、或いは勤労条件が不十分なために十分の教育ができないということが、これを解決するために具体的にどういう構想を立てておられるかということをお伺い承わつておられるわけなんです。

○政府委員(近藤直人君) 財団法人私学振興会の共済事業は、お手許の共済事業概要にございますように、一応負担区分が決定いたしておりますので、その負担区分に応じた先ず助成を特殊法人私立学校振興会から考えております。

○矢嶋三義君 それではもう少し具体的に突込んでお伺いしたいのです。共済事業概要にあるこれがねらつているところの内容と、公立学校教職員共済組合、あれの比較ですね、例えば掛金、負担金の比較、給與の比較、それはどの程度になつていられるか、概略の百分比で答弁願います。

○政府委員(近藤直人君) 前回公立学

校共済組合の給付内容とはほぼ同様であるということをお申上げましたが、これをやや具体的に申上げますと、公立学校共済組合と保険給付等の療養の場合には全部同じでございます。初診料とか或いは支給期間、そういうものは全部同じに考えております。それから療養費の給付でございますが、この点につきましては全く同じに考えております。それからその他罹災給付、休業給付、被扶養者の保険給付等がございますが、ほぼ公立学校共済組合と同じ仕組に考えております。

○矢嶋三義君 私は両方の案を十分検討しておりますので、一応そのお言葉は承わつておきますが、それでは公共学校の教職員の共済組合は加入率は一〇〇%ですね。このあなたから頂いた事業概要によりまして、昭和二十九年、明後年度における目標を八〇%としてあるわけですね。どういふわけですか、それが一点と。

○説明員(福田繁君) 先ほどの御質問に少し補足したいと思ひますが、健康保険、それから公立学校共済組合、それから私学振興会の共済事業といつたものの比較をいたしますと、本人負担の割合であります、健康保険におきましては、大体標準報酬の千分

の三十というものを本人が掛金としてやつております。それから公立学校共済組合につきましては千分の二十九、それからこの私立学校の共済事業につきましては千分の二十八、やや低く計算いたしております。できるだけ本人負担を軽減したいという計画の下に進められております。そのことを申上げておきたいと思ひますが、ただ公立学校の共済組合におきましては強制加入の建前をとつておりますので、この財団法人私学振興会の共済事業と一様に論ずるわけには参らないと思ひますが、この財団法人私学振興会としてはできるだけの先生が加入するのを希望いたしております。従つても、現在のところ大体一万一千人の趣旨が普及徹底いたしますと、だんだんに殖えて参ると思ひますが、こうした団体としては強制加入でこれをやつて行くということは無理だろうと考へます。従つて任意加入としてできるだけたくさん先生の加入を促して行くということを目指して事業を開始いたしているわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 その金額の比率はどのくらいに考えているの。

○説明員(福田繁君) これは金額の比率と申しましても、結局この特殊法人から助成すべき大部分をいたしましては、共済事業のこうした区分が一応きまつておりますので、これに基いた事業費が大体八千万円なら八千万円といつたものについて、それに負担率をかけた程度のもので、それに相当する程度のもので一応助成して行くというようなことになるかと考えております。

○矢嶋三義君 組合員は強制加入でなくして任意加入、勿論そうでありませぬが、これは内容は非常にいいということになれば、そう宣伝しなくても私は強制加入みたいの一〇〇%近くなつて来ると思ふんです。そういう方向に今後進んで行つてもらわなくちゃならんと思ひますが、更に先ほど局長の答弁で並行的にやると言う、非常に言葉はきれいなようでございますが、実質的には予算の使えるところの率といふものは、これは教職員の共済組合に廻される金といふものはやはり微々たるもののように私は看取されます。それからつきましては又意見になりますので後日に廻したいと思ひます。

そこでこれと関連ある問題としまして、財団法人私学振興会で行くわけでございますが、先ほどの答弁によると、この運営に当られるところの役員のかたは私学総連の御推せんに基づくものである、こういう御答弁でございますが、そうだとすれば私立学校の教職員の共済事業を国庫からの若干の助成を受けてやるところの、この事業を運営するところの役員は殆んど理事者側だけで占められて、一般私立学校の教職員は入つていないんじゃないか、こういうふうには私には考へるんですが、内容はどうかお伺い願ひます。若しも理事者側で多数役員を占めていられる場合に、果してそういう役員構成が適当とお考へになられるかどうか、それらに対する御見解を伺いたい。

○説明員(福田繁君) 財団法人私学振興会は、先ほど申上げましたように私学総連におきましてこれを準備したというふうな関係上、その総連合の

さん下に入つております各私学団体が代表を送つたような形になつております。従つて現在の財団法人私学振興会におきましては、お説のように割合に教員は少いように思ひます。併しながら当初いふ／＼な事業を考へておりましたので、今回のこの特殊法人私立学校振興会というものが差足りましたと、先ほど申しましたように共済事業のみをやる財団法人に切り換へる予定でございますので、そのときにこの役員、評議員といつたようなものにつきましてはもう一度再検討される予定になつております。

○矢嶋三義君 その再検討される予定というのはやはり何ですか、文部大臣が指導権を持たれるのでございませうか。そういう方面どうなつておりますか。

○説明員(福田繁君) 文部大臣が指導権を持つてゐるというわけではございませんが、文部省としては、できるだけ適当な人が入つて、これを運営して頂くということが補助金を出す趣旨から必要でございますので、実際上の相談はして参りたいと思つております。

○矢嶋三義君 只今の答弁では、実際上の相談をして、文部省としては、理事者側とそれから一般教職員とから出ているところの役員というものがバランスがとれるようにしたいと、これが文部省の見解であると、こういうふうなまあと承したわけでございますが、この私立学校振興法におきましてこの評議員の任命あたりにつきましても、第二十条でうたわれておりますが、ここに「私立学校関係者のうちか

ら」というような表現をしておりますけれども、これらに対してもやはり同様のお考えであるのか、立案者のこれらに対する御見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) この特殊法人私立学校振興会の性格でございますが、やはり何と申しましたが、只今のところでは金融機關的な性格が多分にあるというふうな考へておりますので、而もその対象が私立学校であるといふことになりまして、やはりどういたしましてその理事者につきましまして比較的中立的なものが適當ではないかというふうな考へられるのでございませう。

併しながら、この特殊法人私立学校振興会に対しまして、私学の意見を十分に反映させにやならんといふことは、これは極めて大事なことでありますので、この評議員の中に私学関係者を加へまして十分その意向が反映できるようにと、かように配慮いたしております。

○矢嶋三義君 これは先般私ちよつとお伺いいたしましたけれども、私立学校の自主性堅持というふうな立場から、監督権の問題と又関連して来ますので、更にお伺いするわけですが、私立学校関係者という者の中からも選びたいという、その私立学校の関係者といふことについてはどういふようにお考へになつてゐるのでございませうか。

○矢嶋三義君 例へば理事者を以てするお考へになつてゐるのか、或いは理事者より更に末端に働いてゐるところの教職員というふうな者もお考へになつておられるかどうか、それをお伺いするわけなんです。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校関係者という意味は広く解釈しておりますが、理事者のみでなしに教職員も当然この中に包含されるものと思つておられます。要するに真に適材でありませう。

○矢嶋三義君 中立とか適材とかいふところでばかしてゐるのですが、私立学校の教職員が私立学校の関係者であるといふことは、これはもうお伺いするまでもないわけでありませう。先ほど私が財団法人私学振興会の役員の間でもお伺いしたのですが、それで課長のお言葉から文部省の方針といふものは大体私にはうなずけたやうなんです。

私がはつきりお伺いしたいのは、教職員の中から適任者があるものも、私はたくさん教職員がおれば適任者がないといふことはないと思つてゐるのですが、そういう中からやはり任命して、そして役員構成といふやうなものに民主的にする決意があるのかどうかといふことを承つて、それと関連してついでに承つたいのですが、私はこの評議員の構成を若しも誤れば、これは一切の運営をやるわけではございませうから、その役員会を通じて自由であるべき自主性あるべきところの私学に対して非常に拘束力を持つとか、或いは一つの圧力が加はるとか、そういうような点が運営の面で懸念さ

れるのではないかと思ふのですが、そういう立場から私は特にこれを突込んでお伺いしてゐるわけなんです。そういう点については立案者として懸念されておられないかどうか。若し懸念ありとするならばそういう懸念を杞憂に終らせるためにはどういふふうにしたらよいかとお考へになつておられるか、という点を併せて御答弁願ひたい。

○政府委員(近藤直人君) 評議員に科学校関係者を入れる場合に、理事者のみならず教職員も入れるかどうかといふ御質問でございますが、その点につきましましては真にふさわしい人がございませうればそれを参加させるという気持でございます。それから評議員に私学関係者を入れましたために事業の運営に相当私学の自主性を失うやうなインフルーエンスを興えるのではないかと、御意向でございますが、その点は私は恐らく杞憂ではないかといふふうにお考へております。

○矢嶋三義君 私が伺ひたいのは、評議員の構成の適正を得なかつた場合、やはり或る程度の助成の権限なんか持つておられますので、私学の自主性を拘束するやうなことは懸念されなからいふのです。若し懸念されたいならば、それに対して評議員の構成なんかについてはどういふやうにお考へになつておられるかと、こういうやうにお伺いしてゐるのです。私立学校の教職員を入れて云々とお伺ひしてゐるわけではないのです。

○政府委員(近藤直人君) 評議員の数の問題でございますが、或いは質の問題でございますが、いろ／＼内容によつて考へ方ができようかと思ふのでございませうが、要するにそういう一面につきましては、評議員の審議事項は一応第十八條で法定されておりますし、要は運営によりましてそういうような危険はないように考慮されるよではなからい、かやうに考へております。

○相馬助治君 私、近藤局長に一点だけ伺ひたいと思ひます。先ず私立学校の現在の状況から見れば一番問題であることは経営上財政の問題をどうするかといふことだと思ふのです。従つてこの私立学校振興会といふこの法案を作らうとする意図も、そういう意味で財政的な面について時宜に適したやうにこれをカバーしてやることだと、こういうふうな考へてゐるわけでありませう。そういう基本的な立場に立つて第五條を見ますと非常にこれは弾力性のある條文になつておられます。で、この弾力性のある條文といふものは、國の財政がゆたかであつてそうしてその時々に応じて振興会側の意思といふものが十分にきまされる可能性に立つ場合においては、弾力性のある條項といふものがよろしいといふことは、これは異論のないところなんです。ところが國の財政といふものが極めて窮乏してゐる現在においては、弾力性のある條文といふものは結果的には私立学校側にとつて不利な結果を生むといふことは、幾つか他の法律がこれを教訓として教へてゐると思つてゐるのです。そこで私は尋ねたいのですが、一体第五條のやうな規定によつて将来必要な政府出資を十分に期待できるかどうかといふことが第一点。それを細かくいたしました第五條の後段に示された第三項の規定により出資された債権の額に相当

する云々の、この債権の額というものが、どういふふうにより具体的には計数的に計上するかということになりますと、これは必ずしも振興会が計上したものを政府側がこれをその通りに認めるかどうかということについて多くの問題をばらんでいっているのです。それは具体的に言うまでもなく、この債権の額というの中には極めて不良なるものもあり、完全に回収されるものもあるというふうな意味でそういうことが予定されます。従つてそれらの関連においてこの五條の五項が完全に本規定によつて生きて来るかどうか、即ち具体的に言いますならば、こういう弾力性のある規定が、むしろ私学振興会が出發して業務を遂行する場合に邪魔になる段階が来はせんか、こういうことについての見通し。並びに第五條を起草された立場からこれに連関しての御意見、これを総合的に承わりたいと存じます。この問題が私はこの本法案の最も基本的の問題と申すのです。他にいくら名文を並べてみたところが、政府の十分な出資を期待し得ないところの私学振興会というものがあるか、意味がないか、ということも多く論を待たないと思つて。従つてこれにつきまして局長の明快なる御見解をこの際御開陳願ひたいと存じます。

直ちに使い得る金は結局三億九千万円ということになるわけでございますので、その意味におきましては必ずしも多い金額とは我々も考へておりません。この点につきましては今後あらゆる機会におきまして資本金の増額に努めたいと考へております。併しながら三億九千万円と申ししても、今日まで私立学校の戦災復旧の貸付金の状況を見て参りまして、昭和二十一年におきましては僅かに二千四百三十万、一番多い年でも昭和二十三年度に三億五千七百四十万ということでございます。併しながら多額の金額でございまして、復旧の状況を見て参りまして、相当の効果を挙げているというところを我々は考へるのでございます。金額が少いからと申しまして必ずしも決して無意味のものではないというふうな考へておりますので、只今のところは三億九千万円を有効に用ひまして、私立学校の困難な現況に何らかの貢献ができるものと確信をいたしてございまして、と申ししても決してこれで満足するものではないと思つて。将来機会あるたびにこの増額につきましては努力いたして参りたい、又増額できるものと考へております。

であるという只今の御見解も私は同感であります。なお又三億九千万円の出資金についても逐次増加すべく文部当局としては努力しているというところに対しては当然のことであり、又私どももそう期待して参ります。私の聞いて居るのはそういうことではなくて、この第五條というものが極めて弾力性のある法案であるということをお先ず第一に私は言つて居るのであります。それと、資本金を増加する場合に先ず文部大臣の許可を受けなくちゃならん、このことが一点、それから第五項において予算に定める金額の範囲内において云々、こういうふうな書いてある。これは法案の建前というよりも、むしろ国の財政規模という面から見れば、私学振興会に與える出資金にしても当然として国の財政の規模の一環において支出されるのだから、こういう法規上の制限のあることを私はいかないと言つて居るのではない、当然こういう制限があるというところは私も予測いたしますが、私が心配いたしましたものは、私学振興会が出發して業務を遂行する上において先ず必要なものは金である、而もそれが政府からもらう金がどれだけ確保されるかということである、こういう建前に立てば第五條というふうな規定を以てしてこの目的というものが十分に果し得られるであろうかどうか。私は極めて懸念するが故にそういうことについて立案者の御意見を徴して居るのであつて、私の言わんとするところは、こういうふうな弾力性のある規定というものは国の財政がゆたかな場合にはよろしい

が、反対の場合にはむしろ好意的な弾力性というものが道な面に作用して来る場合が多い、こういう意味でこの第五條の規定は私はどうも十分と考へられないのであるが、これらに対する一連の御見解、並びに見通しを拜聴したい、こう申して居るのであります。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(近藤直人君) 第五條の点につきまして非常な將來問題があるのではないかという御質問でございますが、一応只今のところでは現金出資が三億九千万円、それから昭和二十一年以降今日までの貸付金が十七億六千万円でございます。これははつきりいたしました政府の貸付金でございますので、この点につきましては成るほど個個具体的の場合になりますといふような問題があるかと思つて、一応我々といつたしましてはこの債権というものは確実に償還されるというふうな考へておられますので、これを併せて出資いたしまして両方で二十一億五千万円というふうな資本金を考へて居るわけでございます。將來この資本金の額の問題につきましては、先ほど来申しておられますように機会あるごとに政府の出資をふやすというふうな努力して参りたいと思つてございまして、そういう意味でございまして、債権出資の点につきましては多少問題はあろうかと思つては御了承願ひたいと思つて居ります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に総括質問はございせんか。……それでは本日おいでにならないかたの総括質問は次回に譲りましてこれから逐條審議に入りたいと思つて居りますが、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) それでは速記を始めて下さい。本日おいでにならないかたの総括質問は逐條審議の途中にやつて頂くことにして、これから逐條審議に入ることになります。御異議ありませんか。

○委員長(梅原眞隆君) それでは時間ありませんからこれで散会をいたしたいと思つて居りますが、どうでございましょうか。

○委員長(梅原眞隆君) それでは散会いたします。

午後零時十三分散会

三月十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校給食費国庫補助等に関する請願(第一〇二二号)

一、産業教育振興法中一部改正に関する請願(第一〇二二号)

一、岩手県花巻中学校校舎建設費国庫補助等に関する請願(第一〇四六号)

一、積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願(第一〇六二二号)

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第一〇八五号)

一、公立学校施設防災および災害復

旧に関する法律制定の請願（第一〇八六号）
一、書道教育実施に関する請願（第一一一三号）
一、義務教育費国庫負担法制定に関する陳情（第五三五号）（第五四三号）

一、公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情（第五三六号）（第五四四号）
第一〇二二号 昭和二十七年三月四日受理
請願者 奈良市油阪町奈良県学校給食推進協議会内垣内藤一郎外九名
紹介議員 堀越儀郎君 新谷寅三郎君 高橋道男君

学校給食の実施は、教育の機会均等、民主教育の振興、国民体位の向上、食生活の改善等多くの面に好影響をもたらしているから、義務教育児童生徒全員に対する完全給食を実現するため、九十六億円の学校給食予算を本年度予算として計上せられたいとの請願。
第一〇二二号 昭和二十七年三月四日受理
請願者 東京都北多摩郡府中町二、三一八東京農工大 学内 田中丑雄 紹介議員 木内キヤウ君

今回産業教育振興法が施行されたが、主として高等学校以下の教育に重点がおかれ、大学教育においては適用が除外されているから、すみやかに本法を改正して大学で行う産業教育に対しても財政的措置を講じ総合的に産業教育の振興を図り得るよう産業教育法の一部を改正せられたいとの請願。
第一〇四六号 昭和二十七年三月四日受理
請願者 岩手県花巻中学校校舎建設費国庫補助等に関する請願 北山愛郎 紹介議員 川村松助君

岩手県花巻中学校の現校舎は、戦時中の陸軍兵器補給しよう倉庫に使用されていたため、爆撃を受け、建物のほとんどが大修繕を必要とする状態にあるにかかわらず花巻町の戦災者住宅に転用されたりしていたが、六・三制教育制度の実施に当つてとりあえず仮教室として使用して現在に至つてゐる。かかる現在のままでは、教育上大の支障があるから、同校校舎の建築に格段の考慮を払われたいとの請願。
第一〇六二号 昭和二十七年三月五日受理
請願者 富山県知事 高辻武邦 外二名 紹介議員 館哲三君

冬季四箇月間にわたる積雪寒冷および引き続く降雨のため校庭の使用が殆ど不可能な状態にある積雪寒冷地帯の屋内運動場整備について、現在少額の国庫補助を受けているが、いまだ必要坪数の四パーセントが整備されなすぎず、児童、生徒の組織的な保健体育の指導ができず、発育途上にある児童、生徒の健康上まことに遺憾であるから、積雪寒冷地帯における義務設置学校の屋内運動場建設促進臨時措置を立法化せられるとともに、富山県下の昭和二十七年年度屋内運動場十坪建設に要する費用の半額に相当する補助金を認められたいとの請願。
第一〇八五号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 宮崎県児湯郡東米良村 長 浜砂義盛外二名 紹介議員 竹下豊次君

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。
第一〇八六号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 宮崎県児湯郡東米良村 長 浜砂義盛外二名 紹介議員 竹下豊次君

公立学校施設防災および災害復旧に關する法律制定の請願
請願者 宮崎県児湯郡東米良村 長 浜砂義盛外二名 紹介議員 竹下豊次君

公立学校施設防災ならびに災害復旧に對する法的措置がないため、地方自治団体においても財政の窮乏から等閑視するのやむなき実情にあるから、すみやかに公立学校施設防災ならびに災害復旧に關する法律を制定せられたいとの請願。
第一〇八六号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 宮崎県児湯郡東米良村 長 浜砂義盛外二名 紹介議員 竹下豊次君

公立学校施設防災ならびに災害復旧に對する法的措置がないため、地方自治団体においても財政の窮乏から等閑視するのやむなき実情にあるから、すみやかに公立学校施設防災ならびに災害復旧に關する法律を制定せられたいとの請願。
第一〇八六号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 宮崎県児湯郡東米良村 長 浜砂義盛外二名 紹介議員 竹下豊次君

公立学校施設防災ならびに災害復旧に對する法的措置がないため、地方自治団体においても財政の窮乏から等閑視するのやむなき実情にあるから、すみやかに公立学校施設防災ならびに災害復旧に關する法律を制定せられたいとの請願。
第一〇八六号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 宮崎県児湯郡東米良村 長 浜砂義盛外二名 紹介議員 竹下豊次君

第一一一三号 昭和二十七年三月七日受理
請願者 奈良市佐保川町 辻本勝巳外三百二十八名 紹介議員 城義臣君

書道教育実施に關する請願
書道教育に關しては、第二国会において請願が採択されているのを始め、文部省の毛筆習字に關する世論調査の結果を見ても直ちに実施されなければならぬ問題とされているにもかかわらず、当局の施策は極めて不徹底であるから、（一）小学校および中学校の毛筆習字を独立科とすること、（二）学芸大学および各大学教育学部の書道科を必修科とすること、（三）書道科教員の養成機關を設置拡充すること等をすみやかに実施せられたいとの請願。
第五三五号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 島根県松江市長 熊野英外八名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。
第五三五号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 島根県松江市長 熊野英外八名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。
第五三五号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 島根県松江市長 熊野英外八名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。
第五三五号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 島根県松江市長 熊野英外八名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実することは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。
第五三五号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 島根県松江市長 熊野英外八名

これが財源は国の負担とすべきであるから、義務教育費に關しては法律によつて算定基準を規定し、合理的な算定に基き財政の能力に応じて負担可能な部分のみを地方公共団体の負担とし、他はすべて国庫負担とせられたいとの陳情。
第五三六号 昭和二十七年三月六日受理
請願者 島根県松江市長 熊野英外八名

現在地方公共団体は、学校建築による過重な負担にあえてゐるから、これが緩和のため、公立学校施設の整備、改築および災害復旧に關する法律を今国会において立法化せられたいとの陳情。
第五四四号 昭和二十七年三月七日受理
請願者 島根県議會議長 中島龍一外九名

公立学校施設防災および災害復旧に關する法律制定の陳情（二通）
陳情者 島根県議會議長 中島龍一外九名

公立学校施設防災および災害復旧に關する法律制定の陳情（二通）
陳情者 島根県議會議長 中島龍一外九名

公立学校施設防災および災害復旧に關する法律制定の陳情（二通）
陳情者 島根県議會議長 中島龍一外九名

公立学校施設防災および災害復旧に關する法律制定の陳情（二通）
陳情者 島根県議會議長 中島龍一外九名

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正す

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正す

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正す

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正す

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正す

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正す

る。

第六條第一項中「教育学部又は学芸学部を有する大学が、」を「大学が、」に改める。

附則第4項中「大学の附属図書館」を「学校に附属する図書館」に改め、「職員」の下に「(大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四條に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号)第一條の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。)」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年三月二十七日印刷

昭和二十七年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷行